

# 登園許可書

園児名【 \_\_\_\_\_ 】

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園を許可します。

備考

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名

医師名

印

診断名に○をお願いします。

※マークの疾患につきましては、感染症対策ガイドライン(2018年)より、意見書が必ず必要なものではありませんが、集団で生活する保育所内で周囲への感染拡大を防止する観点からサインにご協力お願い致します。

上記の児童について登園許可をお願いいたします。

駒沢こだま保育園

病名	登園のめやす	病名	登園のめやす
インフルエンザ A・B	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後3日経過してから	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日間を経過し、症状軽快した後1日経過してから	急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと診断してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること	結核	感染の恐れがなくなると認められてから
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから	腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	医師が感染の恐れがないと判断してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師が感染の恐れがないと認めてから
風疹(三日はしか)	発疹が消失してから	アデノウイルス感染症(プール熱)	主な症状が消失して2日を経過するまで
水痘(水ぼうそう) 帯状疱疹	全ての発しんが痂皮化(かさぶた)してから	※マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
※溶連菌感染症	解熱し抗菌薬内服後1日を経過していること	※細気管支炎(RSウイルス感染症等)	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
※感染性胃腸炎 ウイルス性胃腸炎 細菌性胃腸炎 ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等	嘔吐下痢の症状が治まり普段の食事がとれること	その他 ( )	